平成２１年（フ）第６１９５号
大阪市此花区梅香２丁目７番11―1002号
債務者　圓道　　梓
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４７号
大阪府茨木市島１丁目８番19号
債務者　吉田　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３０７号
大阪市旭区中宮５丁目１番22号
債務者　松尾　豊子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１０号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ９―108号
債務者　町田　浅夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１１号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ９―108号
債務者　町田みどり
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４８号
大阪市浪速区浪速東３丁目11番４―501号
債務者　岩下　和己
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６４号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番３―401号
債務者　小妻　重秋
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６６号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―212号
債務者　川畑さゆり
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８２号
大阪市生野区小路２丁目15番30号　細谷方
債務者　大前由美子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５７号
大阪市住吉区長居東３丁目14―22　長居東コーポ401号、住民票上の住所大阪府堺市北区長曽根町31番地　ベルフィオーレなかもず502
債務者　出水　靖子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７０号
大阪府交野市東倉治３丁目20番10―215号
債務者　スフィダーレこと　古澤　　章
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７１号
大阪府交野市東倉治３丁目20番10―215号
債務者　古澤　千恵
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９０号
大阪府枚方市星丘１丁目20番18―302号
債務者　中野　幸祐
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９４号
大阪市東成区東小橋１―５―２　シティパレス203、住民票上の住所和歌山市元町奉行丁２丁目56番地
債務者　林　　和伸
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３０号
大阪市北区堂島２丁目３番28号　日経堂島ビル５Ｃ号室
債務者　山下晃生こと　金　　昌伯
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４８号
大阪市西区南堀江３丁目13番18号　ヴィテイユメゾン成尾803
債務者　髙重　佳代
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６０号
大阪府豊中市岡上の町２丁目５番５―802号
債務者　福富　　潤
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８４号
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―1008号
債務者　高谷　　希（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部